

行田市営繕工事「週休２日制モデル工事」試行要領

1 目的

本要領は、行田市が発注する営繕工事において、「週休２日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) モデル工事

「週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」の総称をいう。

(2) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、４週８休以上の現場閉所に取り組む方式をいう。

1) ４週８休

対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」と呼ぶ。）が、28.5%（8/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

3) 現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。また、降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所日に含む。

4) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（完成通知日）までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。

5) 現場閉所率

現場閉所率 ＝ 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

3 対象工事

モデル工事は、原則、全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事はモデル工事としないことも可能とする。

- ・ 竣工時期や現場条件（夏季休暇中に完成が求められる等）に制約が大きい工事

- ・緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等】
- ・単価契約方式による工事
- ・上記以外の理由により週休２日の取得が困難な工事

4 発注方式

モデル工事の発注は、次の方式によるものとする。

- ・モデル工事（現場閉所型）

5 積算方法等

(1) 補正方法及び変更方法

モデル工事（現場閉所型）においては、当初の予定価格において、次に掲げる経費に補正係を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

モデル工事（現場閉所型）において、以下の補正係数により労務費（予定単価のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載単価（材工単価）の労務費）を補正する。

① ４週８休以上（現場閉所率 28.5%（８日/28 日）以上）

1. 0 5

6 対象工事である旨等の明示

発注者は、モデル工事の発注に当たっては、参考１、２に基づき入札公告及び現場説明書に発注方式を明示するものとする。

7 実施方法等

(1) モデル工事（現場閉所型）における現場閉所の確認方法

① 工事着手前

- ・受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- ・受注者は、工事着手日から２８日分の「休日取得計画書（様式１）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日取得計画書（様式１）」を作成する。
- ・受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提にモデル工事であることを P R する「掲示図（様式３）」を工事現場に掲示する。

② 工事着手後

- ・受注者は、翌２８日分の「休日取得計画書（様式１）」を７日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。２８日に満たない最終期間は７日ごとに確認を受け、７日に満たない最終週は対象期間から除く。

- ・ 28日間終了後、「休日取得実績書（様式2）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。
- ・ 天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事現場連絡票を提出し、発注者の承諾を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- ・ 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。
- ・ 発注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

③ 工事完成時（工事検査前）

- ・ 受注者は、工事完成日の14日前までに、対象期間全ての「休日取得実績書（様式2）」及び「休日取得実績書【集計表（様式2-2）】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

④ その他留意事項

- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適切な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(2) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

(3) 工事成績評定

工事成績評定における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

8 アンケート調査

アンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

9 その他

その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

参考 1：入札公告への明示方法

本工事は、行田市営繕工事「週休 2 日制モデル工事」の試行対象工事である。

施行の実施は、行田市営繕工事「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、行田市ホームページで確認すること。

参考 2：現場説明書への明示方法

本工事は、行田市営繕工事「週休 2 日制モデル工事」試行要領の対象工事である。